

おしえてー!

地域包括支援センターにおまかせください (6)



出前講座をご利用ください

地域包括支援センターでは、職員が老人集会所や自宅などに伺い、福祉についての話や相談などを行う「地域包括出前講座」を実施しています。

▽内容

- ・介護保険制度について
- ・福祉制度について
- ・認知症について
- ・認知症サポーター養成講座
- ・高齢者虐待について
- ・介護予防について
- ・在宅支援の相談など
- ・その他

▽人数：おおむね5人以上

¥無料

☎地域包括支援センター(福祉課内)

☎820・5615

時 12月11日(日)午後0時半～3時半
所 東部地域健康センター
対 未就学児と家族
内 イクメン講演会、簡単おやつ講座、公民館行事のお試し会(リトミック、おん

問 「子育てするならわがまちでー」普及事業熊野地区イベント実行委員会(健康課内) ☎855・1755



見つけに出かけよう
熊野地区
子育てイベント
 核家族が進んで子育てに不安を抱えるお母さん。子どもたちは熊野町の宝物です。
 子育ての先輩は周りにいっぱいいますよ。



がくくらぶ、体操教室、絵本の読み聞かせなど、幼稚園・保育園などの未就学児クラスのご案内(熊野、焼山)、「親子でお出かけ」情報コーナー(お散歩、お店など)、子育て支援センター活動案内など

【訂正とお詫び】
 11月号「インフルエンザ予防接種費用助成」(P7)に誤りがありました。訂正してお詫びします。
【誤】 助成額：1千円(1回に限る)
【正】 自己負担金：1千円(1回に限る)

広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。



身体障害者自動車運転免許取得費給付について

対 1～4級の身体障害者手帳をお持ちの人
 ※運転免許証を交付され、1年以内の人
内 自動車の第1種普通免許取得にかかる費用を助成
▽給付額
 免許取得対象経費の3分の2(10万円を限度)
問 福祉課 ☎820・5605



身体障害者自動車改造費給付について

対 1～4級の上肢・下肢・体幹機能障害の手帳をお持ちの人
 ※事前(改造前)申請が必要
 ※過去2年間で制度を利用した人は対象外です。
内 身体障害者自らが所有し運転する自動車の改造に必要な費用を助成
▽給付額
 10万円以内
▽手続きに必要なもの
 ・運転免許証
 ・自動車検査証
 ・身体障害者手帳
 ・印鑑
 ・改造費の見積書
問 福祉課 ☎820・5605

子育て支援センターエンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定(いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
16日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月～2歳5ヵ月)
20日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
22日(木)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上) ※今月は曜日変更

●パステルルーム
 地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
15日(木)	9:30	中央ふれあい館
28日(水)		東部地域健康センター

- おひさまルーム(上記以外の日程の9:30～11:30)
- ほっとるーむ(月～金曜日13:00～15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30～15:00)
- 「パパとおひさま」(第2土曜日9:30～11:30)
 パパと一緒に遊びましょう。もちろんご家族も大歓迎です。
 ※12月は「お父さん応援プログラム」に変更

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●三世代が集う「クリスマス会」
 西部地域健康センターの生きがいサロンの皆さんと子育て世代の皆さんとで楽しいクリスマス会を行います。
時 12月21日(水)10:30～11:30(10:15開場)
所 西部地域健康センター
¥ 無料

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し
 町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1ヵ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除): 月～金曜日9:30～17:00
 (子育て相談(要予約) 月～金曜日 13:00～17:00)

保険年金

こんなときには
国民年金の手続きを
 してください

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。
 国民年金の加入手続きを忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。

また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。
 そのため、次のようなときには、必ず住民課で手続きをしてください。

●20歳になったとき
 厚生年金や共済年金に加入していない人は、国民年金(第1号被保険者)の加入手続きをしてください。

●会社を退職したとき
 60歳になる前に会社などを退職した場合には、厚生年金や共済年金(第2号被保険者)から国民年金(第1号被保険者)への変更手続きをしてください。
 また、扶養されている配偶者(第3号被保険者)であった人も、変更手続きが必要です。

●被扶養配偶者の収入が増えたとき
 厚生年金や共済年金加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(第3号被保険者)のパート収入などが年間130万円以上になったときには、国民年金(第1号被保険者)への変更手続きをしてください。
 ※第3号被保険者が離婚したときにも、変更手続きが必要です。

☎広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課 ☎820・5604